

## 議員提出議案第9号

### 司法修習生に対する経済的支援の充実を求める意見書

これまで国においては、司法制度の改革を目的に、日本司法支援センター（法テラス）の創設や裁判員制度の導入などに加え、司法試験合格者数を増加し、法曹人口の拡大を図ることを推進してきました。

その一方、司法修習生に対し、従来、給与を支給する制度（給費制）を実施してきましたが、司法制度の改革や司法修習生の増加に伴い、新たな財政負担が見込まれることを理由に、平成23年11月に給費制を廃止し、修習資金を無利息で貸与する制度（貸与制）を導入しました。

しかし、平成25年4月から5月にかけて国が実施したパブリックコメントにおいては、その貸与制に関して、「貸与制を継続すれば、司法修習を受けられるのは、経済的に余裕がある者に限られてしまう」などの、修習期間中の経済的な不安を挙げる声も数多く寄せられました。このような状況から、司法修習の在り方については、今後、更に検討していくべきものとされています。

現在、政府の法曹養成制度改革推進会議により、法曹養成制度の改革に関する検討がなされているところですが、司法修習は法曹養成において重要なプロセスであり、修習期間中の生活の基盤を確保するためには、司法修習生に対する経済的支援の充実を図る必要があります。

よって、国においては、高度の専門的知識と豊かな人間性、職業倫理を備えた法曹を養成する観点から、司法修習生に対する経済的支援の充実について早期に検討し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、必要な措置を講ずることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年7月3日提出

提出者	さいたま市議会議員	新 藤 信 夫
	同	高 野 秀 樹
	同	上三信 彰
	同	山 崎 章
賛成者	さいたま市議会議員	中 島 隆 一

同	高	柳	俊	哉
同	宮	沢	則	之
同	神	田	義	行